

論 文

レギュレーション理論とマルクス＝ポラニー的
「制度の社会経済学」の構想

若 森 章 孝

はじめに

レギュレーション理論の二十年の歩みは、第1期（1976年刊行のアグリエッタ『資本主義の調整と危機』から1980年代前半まで）、第2期（1986年刊行のボワイエ『レギュレーション理論』から1990年代前半まで）、第3期（1995年刊行のボワイエ、サイヤール編『レギュレーション：知の総覧』以降の時期）の3つに分けることができる。レギュレーションの独自の問題関心と理論的核心を現代経済学の文脈のなかで展開することによってその学派としての存在を確立したボワイエの理論的軌跡に即して見れば、賃労働関係を基軸として蓄積体制（マクロ経済的構図）の時間的・空間的変容を分析するという基本的問題関心は同一であるが、理論装置と問題関心において大きな進展と変化を確認することができる¹⁾。理論装置の点では、安孫子誠男がボワイエ『レギュレーション——成長と危機の経済学』（清水耕一編訳、ミネルヴァ書房、1992年）を書評した中で指摘するように、「マルクスの理論と用語法への依存から、カルドア成長命題の批判的彫琢としてのマクロモデル化」²⁾への軸心移動が重要である。また、問題関心の点では、フォーディズムにとって代わるポストフォーディズムの展望が困難になるなかで、また、市場と制度（組織）の関係や、制度変化とアクターの関係の究明が現代経済学における最大の論点になるなかで、レギュレーション学派が「制度の経済学におけるレギュレーション

理論の独自性とは何か」という問いを自ら提起したことが、重要である。とりわけ興味ぶかいのは、市場主導の制度変化を主張する経済的自由主義との対抗のなかで、レギュラシオン学派が純粹市場経済と非経済との緊張関係に注目した「ポラニーの直感」に共感したことである。本稿は、レギュラシオン理論を「制度の社会経済学」として展開する探る手がかりとして、レギュラシオン理論におけるポラニー的問題を検討しようとするものである³⁾。

1 レギュラシオン学派による「ポラニーの直感」の発見

ポラニーの『大転換』(原著, 1944年, 邦訳, 1975年)のフランス語版が刊行されたのが1983年ということもあって, 第1期のレギュラシオニストはまったくポラニーに関心をもっていない。しかし, 1983年頃になると, ミッテラン政権の左翼ケインズ主義が失敗し, 新自由主義の規制緩和政策がフランスにも浸透するという時代背景のなかで, レギュラシオン理論からの市場についての批判的認識が深められる。ボワイエはミストラルと共同執筆した1983年の論文「現在: 歴史的な分析から明日を考える」のなかで, 「市場は, いかなる状況においても無数の個人的戦略の両立可能性を保証する最善の, さらに唯一確実な過程である」という支配的経済学の仮説を2点から批判する。第一は, 市場効率の限定的性格の指摘である。市場が諸個人および諸集団の経済的諸決定の両立を保証するように見えるのは, 調整様式が「見えざる手」に代わって彼らの私的諸行動を方向づけているからである。第二は, 市場は経済活動の枠組み自体を形成できないので, 「危機からの脱出を保証する社会的諸形態を発明する仕事を市場に託すわけにはいかない」ことである⁴⁾。この2点はレギュラシオンの市場認識の出発点である。さらに, アグリエッタとブランデルの共著『勤労者社会の転換』(原著, 1984年, 邦訳, 1990年)のなかで, 「市場はさまざまな道徳的価値をむしばむが, これらの道徳的価値は市場の安定性にとってきわめて重要なものである。そのために, 資本主義経済の調整はしだいに困難になる」⁵⁾という, ポラニーと親近性のあるハー

シュ『成長の社会的限界』の考えが紹介されている点は、興味ぶかいことである。とはいえ、葛藤や矛盾が存在している、つまり経済的規則性や社会的統合の確保が自動的ではないにもかかわらず、制度や規範や差異化によって経済的動態や社会統合が引き出されるというレギュレーションの考えと、市場経済を社会的文脈のなかに埋め込むというポラニーの考えとのあいだには、基本的な発想のうえでズレがあることは、注意しておいていいだろう。

第2期になると、フォーディズムを方向づけてきた制度諸形態の衰退と大危機からの脱出という文脈のなかで、しだいにポラニーが注目されるようになる。第2期の研究を方向づけたボワイエの『レギュレーション理論』(原書, 1986年, 邦訳, 1989年)の第4章「次代の研究に向けて(研究プログラム)」には、「市場と市場外の関係は、J.ヒックス流の市場の連続的拡大というヴィジョンを採用しようと、逆に、経済は社会的なものを破壊しつつ危機へ至るというK.ポラニーのテーゼを採ろうと、いつに時代にも社会科学的省察の核心をなしてきたのである」⁶⁾という重要な指摘がある。そして、第2期中期から後半になると、新自由主義の労働市場規制緩和(解雇・賃金・労働時間についての規制撤廃)による危機脱出プログラムを批判する理論的基軸として、ポラニーが積極的に取り上げられる。例えば、ボワイエは1987年に執筆した「浅瀬に到達した諸経済」のなかで、参考文献にポラニーへの指示がないのが不思議であるが、新自由主義のプログラムを「国家が財政削減を強化し通貨政策を硬化させているとき、金融規制の解除と労働市場の完全なフレキシブル化を同時に実現することはとりわけ危険なことであると思われる。保守主義プログラムがあまりに極端になるとき、構造的不安定化および／あるいは停滞への埋没がその代償となろう」と批判したうえで、「経済的諸関係の規制解除から再一制度化へ」⁷⁾というポラニー的論点を大危機における中心的争点として提起している。

「浅瀬に到達した諸経済」とほぼ同じ時期(1988年1月執筆)に書かれた草稿「ひとつの危機からもうひとつの危機へ」⁸⁾は、これが未公刊に終わった『第

二の大転換』の序章として執筆されたという経緯からも分かるように、ポラニーのテーマおよび論点を正面から受け止め、それをレギュラシオン理論の立場から再展開しようとしたものである⁹⁾。この「ひとつの危機からもうひとつの危機へ」は、I 株式市場の崩壊の再来、IIバブルを超えて、III第二の大転換、IV1929年の崩壊を乗り越えるために形成されたレギュラシオンの解体、V歴史的な分析から将来展望へ、の4節から構成されている。この論文は純粋な市場の自己調節作用にたいする信頼がピークに達したなかで生じた1987年10月19日の株の大暴落(ブラック・マンデー)を、市場の自己調整能力にたいする全幅の信頼にもとづく新自由主義的経済政策によって誘導された経済システムの根本的不安定性の集約的表現として、逆に言えば、労働市場と金融市場の再制度化を要請している契機として理解したうえで、20世紀末の危機を1930年代に匹敵する「第二の大転換」として特徴づけるのである。つまり、現在の危機はフォーディズムの危機(蓄積体制および調整様式の危機)であると同時に、労働市場と金融市場の規制緩和という行き過ぎた市場化(経済的自由主義の幻想)に由来するポラニー的な意味での危機なのである¹⁰⁾。この危機認識はレギュラシオン学派の危機把握の深まりを示している。現在の危機のなかにポラニー的な危機を読むためには、労働力(人間)、土地(自然)、貨幣を「擬制商品」として、つまり、商品として生産されたものではないものの商品化、社会の実体を構成するものの商品化として理解しなければならない。そして、ポラニー的な危機が発生するのは、擬制商品を保護している制度や規範が過度な市場化要求によって解体されるときである。ポラニーは、「生命・自然・貨幣に対する関係がもっぱら商品原理によって規制されるような社会の持続性を疑った」¹¹⁾のである。このロジックをポワイエはつぎのように説明する。「ポラニーが証明しようとしたことは、貨幣、労働、土地は市場によって調整することができず、その掟を破るならば、この3つの擬制商品によって表現されている社会的きずなの解体をもたらすほどに矛盾が激化するということである。実際、これら3つの擬制商品を競争的調節の

盲目的メカニズムに委ねることは、不平等を爆発的に拡大することによって（労働）、また、自然（土地）との関連のなかにあるシステム自体（貨幣）を破壊することによって、現行の社会的規範の解体に結果するのである¹²⁾。ポワイエは、1930年代の危機を「制度と市場との弁証法的むすびつき」の解体として診断したポラニーに従って現在の危機を見ているのである。さらにポワイエは、あらゆる市場はなんらかの意味で制度総体のなかに埋め込まれており、市場の自己調節は神話であること、市場の形成は市場自体の漸次的拡大から生じたのではなく、国家の強力なサポートを通じて構築されたことを指摘している¹³⁾。

「ひとつの危機からもうひとつの危機へ」を序章とする『第二の大転換』は、1990年に来日したときのポワイエの説明によれば、フォーディズムは黄金の30年（1945—1973年）のあいだ存在したこと、フォーディズムは危機に陥ったこと、の2論点を論証する第一章に続いて、二部から構成される。第一部では、危機における賃労働関係の変容が分析され、「国民的軌道」の概念によって危機にたいする各国の戦略的対応が同一でないことが明らかにされる。さらに、経済のサービス化や新しい挿入国家、フレキシブル・スペシャライゼーション（柔軟な専門化）の問題が検討される。第二部では、危機にたいする3つのシナリオ、新自由主義、社会民主主義、中間的な「流れに沿って」を取りあげて、新自由主義のアメリカ経済が外見ほど良い成果をあげていないことを証明する一方で、賃労働関係にかんする新しい妥協、「勤労者民主制」を提起する。第二部の最終章では、1992年のヨーロッパ統合との関連で、勤労者民主制の出現を促進するための経済政策が提起される¹⁴⁾。この『第二の大転換』がなぜ刊行されなかったかはそれ自体が興味ぶかい問題である¹⁵⁾。だが、ここで確認しておきたいことは、ポラニーの問題設定が無力化したことが、『第二の大転換』が幻の本に終わったことの原因ではないということである。ポワイエがそこで展開されたポラニー的問題をその後も強調しつづける。1992年7月に『ヨーロッパにおける労働のフレキシビリティ』（邦

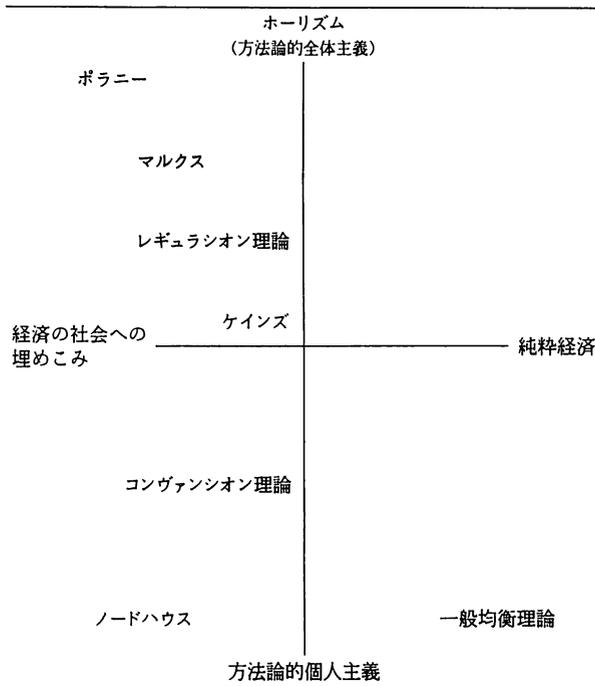
訳名『第二の大転換』)の「日本語版への序文」として執筆された論考「『第二の大転換』に向けて」のなかでも、両大戦間の危機を大転換の時代と特徴づけたポラニーに共感して、現在の危機を「第二の大転換」として規定する視座を堅持し、「1990年代初めの現在、専門的な学術研究と同様に、各国のパフォーアンスの比較が示しているように、最低限の国家という考え方について……正反対の評価を示唆することができる。インフラストラクチャー、技能形成、教育、これらの支出を大幅に削減した諸国はいずれも深刻な生産性の危機に苦しんでいる。これに対して、イノベーション、労働者の技能、外部効果を高めることによって内包的成長を実現する諸条件を維持すべく、国家が莫大な投資をおこなった諸国は、生産性の危機にそれほど苦しんでいない」という危機の診断をおこない、「競争の諸力が適切な公共の介入によって道案内されることが必要となる」という「ポラニーの直感」¹⁶⁾を確認しているのである¹⁷⁾。

レギュレーション理論の第3期の特徴は、フォーディズムが解体したのにポストフォーディズムの諸制度や規範の創出が難航する状況のなかで、リピエッツ流に言えば、古いものは死んだのにいまだに新しいものが生まれてこないというグラムの意味での危機のなかで¹⁸⁾、レギュラシオニストが「大危機のなかで新しい動的規則性を誘導するような制度変化や妥協の諸要素がいかにして生まれるのか」という問題に本格的に取り組んだことである。この危機における制度転換(規則性の変化)の問題は、「矛盾や抗争が存在するのに規則性が生み出されるのはなぜか?」、「規則性は暫定的であって、なぜ危機に至るのか?」とともに、レギュレーション理論の3つの課題のひとつである¹⁹⁾。レギュラシオニストはこれまで、フォーディズムの発展と危機を内生的なロジックで説明することによって主として後者の2つの課題を解明してきたが、「危機のなかで新しい制度や規範はいかにして生まれるのか」の究明はいちばん遅れていた課題であった²⁰⁾。金融、投資、貿易のグローバル化が進行し、低賃金と労働市場柔軟化にもとづくアメリカやイギリスの「悪い」レギ

レギュレーションが脱テラー主義と雇用保証にもとづくドイツや北欧の「良い」レギュレーションを駆逐するかに見える1990年代前半になって、レギュラシオニストはどちらかと言えば主意主義的な議論であった1980年代の「守りのフレキシビリティと攻めのフレキシビリティ」の対抗図式および勤労者民主制の理念を積極的に主張するのを控える代わりに、ボワイエ/サイヤール編『レギュレーション：知の総覧』²¹⁾において、「経済制度の独創的理論」の構築を研究プログラムの最重点目標として提唱する。レギュラシオニストによる制度変化の研究は、2つの方向でおこなわれている。ひとつは、マクロ経済のミクロ経済的基礎づけという問題意識から、ローカルなレベルで新しい発展様式(新しい蓄積体制と調整様式)の担い手となりうるような制度とミクロ的規則性の生成を研究する方向である。ローカルなレベルでの規則性の生成に関心をもつコンヴァンション理論およびその影響をうけたボワイエとオルレアンの共同論文「理論と歴史のあいだにある賃金協定の変容。ヘンリー・フォードからフォードイズムへ」²²⁾はその代表的な研究である。もうひとつは、純粹経済(規制緩和による自己調節の市場の普遍的支配)を批判し、「経済の社会への埋め込み」の視角から現代資本主義における市場の埋め込み性(embeddedness)の多元的性格を研究する方向である。レギュラシオニストによるこの2つの研究動向を、新制度主義による制度発生および制度変化の研究と対照させたものが、つぎの表「マルクス/ケインズ/レギュレーション」である。この表の横軸は、「経済の社会への埋め込み」と「純粹経済」を対立させ、縦軸は方法論的全体主義と方法論的個人主義を対立させている。横軸に注目すれば、新古典派は純粹経済の方に、レギュレーション理論は経済の社会への埋め込みの方に位置づけられる。要するに、レギュレーション理論はマルクス、ポラニーと同じ系譜のなかにある²³⁾。縦軸に注目すれば、新古典派とコンヴァンション理論はすべてを諸個人の選択と行動から説明する方法論的個人主義の側に、レギュレーション理論は所与の制度的構図(全体)のなかで諸個人の行動を説明する方法論的全体主義の側に位置づけられる。コンヴァン

シオン理論とレギュレーション理論は、經濟の社会への埋め込みを重視する点では共通だが、諸個人の行動の位置づけが違ふ、とひとまず言うことができる。しかし、ローカルなレベルでの規則性の生成を「限定された合理性」を有する諸個人間の関係から説明するコンヴァンションは、新しい發展様式の担い手となりうるような制度と規則性の生成をローカルなレベルで研究するレギュレーション理論からの研究動向と相当に重なり合っている。レギュレーション学派による「經濟制度の独創的理論」の研究は、今後、マルクス=ポラニー=レギュレーション理論とレギュレーション理論=コンヴァンション理論の2方向から展開されるであろう。そして、ポラニーはレギュレーション学派に

図表1 マルクス/ケインズ/レギュレーション



出所：ポワイエ『現代「経済学」批判宣言』井上泰夫訳，藤原書店，1996年，149ページ

よって今後進められる「制度の経済学」の研究プログラムの主要源泉のひとつとして位置づけられ、その重要性はますます大きくなると思われる。

2 レギュレーション理論によるポラニー的命題の定式化

——「経済の社会への埋め込み」——

レギュレーション理論を「制度の経済学」として確立したボワイエ『レギュレーション理論』によれば、レギュレーション理論は、「資本主義ほど矛盾に満ちた再生産様式において、いかにして蓄積が可能か？」²⁴⁾というマルクスの直感を、5つの「制度諸形態」(賃労働関係、貨幣制約、競争形態、国家介入のタイプ、国際レジーム)およびその3つの「作用原理」(法的強制、集团的契約、暗黙の規範)として発展させたものである²⁵⁾。しかし、ウイリアムソンたちの新制度主義派、ホジソンたちの現代制度派、ネルソン、ウインター、ドーシたちのエヴォリュション理論、ノースの制度変化の理論が登場し、すべての学派が制度に特別の関心を示すようになる1980年後半から1990年代初めになると、「制度が重要である」という主張はもはやレギュレーション学派の専売特許でなくなる²⁶⁾。1990年代中葉に改めてレギュレーション学派が「経済制度の独創的理論」を構想するにあたって、制度の経済学のための理論的道具箱が再点検されねばならない。レギュレーション理論の主要な源泉はマルクスの遺産である。しかし、制度の経済学の再構築から見て重要なマルクスの主張は、資本主義では経済と政治は分離しているという認識の確認ではなく、経済活動は政治的枠組み(所有権や契約の執行の法的強制、賃金労働者の管理)のなかに埋め込まれているという考えである。要するに、経済制度のレギュレーション的理論にとって大切なのは、「経済の政治への埋め込み」というマルクスの命題である²⁷⁾。しかし、新しい「制度の経済学」を構想するには、「経済の政治への埋め込み」という原理によって保証される「資本主義の基本的社会関係のコード化としての制度諸形態」の展開だけでは不十分である。前節で検討した「ポラニー的直感」の発見(「経済の社会への埋め込み」という原

理)と「經濟の政治への埋め込み」という原理とを融合・深化させることを通じて、制度と制度変化の理論を獨創的に發展させることが是非とも必要である。

以下この節ではレギュレーション理論がポラニー的命題をどのように定式化しているかを検討するが、その前に新自由主義批判として定式化されたレギュレーション的市場認識の原型を確認しておこう。3点ある。第一は、制度が分散的な經濟的諸決定の兩立を保證するのであり、制度が市場を方向づけるという認識である。制度の役割を排除して考察された「純粹」市場なるものは効率的でも自己調整的でもないのである²⁸⁾。第二は、この節の冒頭で確認した「經濟の政治への埋め込み」というマルクスの命題である。第三は、市場は經濟活動の枠組みである制度諸形態をそれ自身では形成できないのであり、大危機からの脱出を誘導する經濟制度の枠組みの創出を市場(規制緩和)に委ねることはできないという認識である。レギュレーション理論はこのような市場認識をてがかりにして、市場と社会の緊張関係についてのポラニー的命題をつぎのように定式化するのである。

第一は、市場の自己調整的性格の幻想を批判するポラニー的市場觀をレギュレーション理論に取り込んだ「埋め込み性 embeddedness」命題である。ポワイエは「ひとつの危機からもうひとつの危機へ」においてこの命題を明快に述べている。「あらゆる市場は、市場が機能する範囲を限定する制度的總体のなかに埋め込まれている。そのような制度的總体が存在しないならば、市場は効率性をすべて失い、社会的きずなの安定を揺るがすことになる」²⁹⁾。しかも、市場はそのような制度的前提条件を自らの手で創出できないのである。

第二は、「經濟の政治への埋め込み」というマルクスの命題をポラニーの主張によって豊富化した「国家は發展のベクトルになりうる」³⁰⁾という命題である。「ポラニーは、生命・自然・貨幣に対する関係がもっぱら商品原理によって規制されているような一社会の持続性を疑った。經濟的なものはつねに、他のネットワークのうちに挿入されているのである。……結局のところ最先

進社会においてさえ、政治的なものと経済的なものはけっして分離されていないのである。というのも公民権の原理と市場の原理は、この二つの領域のそれぞれにおいて不断に緊張をもたらすからである³¹⁾。

第三は、市場経済における「制度的本質」についてのポラニー的命題の取り込みである。良く知られているように、ポラニーは『大転換』のなかで商品として生産されたものではない労働、土地、貨幣についての商品擬制説にもとづく制度化の論理を展開している。「市場経済は、労働、土地、貨幣を含むすべての生産要素を包み込んでいなければならない。……労働はあらゆる社会をつくりあげている人間そのものであり、土地はそのうちに社会が存在する自然環境そのものである。市場経済の制度的本質〔傍点〕とそれが社会にとってもつさまざまな危険。……労働、土地、貨幣という商品種はまったく擬制的なものである。にもかかわらず、労働、土地、貨幣が現に組織されるのはこの擬制のおかげでなのである。商品擬制は社会全体に関する枢要な組織原理あたえ、ほとんどすべての社会制度に種々さまざまな影響を及ぼす。すなわち、この原理に従えば、商品擬制に沿った市場メカニズムの現実の機能を妨げる可能性のある取り決めとか行動はけっして存在を許されないのである³²⁾。ポワイエはこの文章をつぎのように理解している。「カール・ポラニーによれば、貨幣も労働も真の商品ではない、それどころか、貨幣と労働は市場経済の可能性の条件である。労働を規制するルールは偶然の産物ではなく、いわゆる完全な調節に同じ数だけの摩擦をもたらすが、そのためにかえって、労働市場と呼ぶことができるものの持続性を保証するのである³³⁾。

第四は、市場経済という「悪魔のひき臼」の社会と自然にたいする破壊作用についての命題である。例えばグローバル化の限界を研究した最近の文献では、つぎのような指摘がある。「1980年代および90年代を通じて、金融市場の緩和、労働市場のフレキシビリティ戦略、環境破壊についての議論は、市場の破壊的影響についてのポラニーの警告に特別の重要性をあたえている³⁴⁾。

第五は、「悲慘の20年」(1975年—1996年)と呼ばれる現在の構造的危機を「第二の大転換」として位置づける命題である。なぜ「第二の大転換」かといえば、レギュレーション学派が「市場メカニズムが効率的であるためには、貨幣や労働や対自然関係を統制する適当なナショナルな諸制度のうちに埋め込まねばならない」³⁵⁾というポラニーの市場經濟認識および、「長期に歴史的記録が示唆するように、純粋な市場の論理が制約なしに発揮されるとき、つねにその時期は社会的、文化的、經濟的危機で終わった」³⁶⁾という彼の危機認識に立脚して、今日の時代を两大戦間期と同様に、「市場の時代ではなく、再制度化の新時代」³⁷⁾として把握しているからである。規制緩和という市場の時代が再制度化の時代を呼び起こすという見通しは、「なんらかの政治的社会的抗議が社会の全般的な『市場化』をやがて阻止するだろう」³⁸⁾という、「危機における弁証法」³⁹⁾にもとづくものである。

以上の5つのポラニー的命題を活かすようなかたちで、レギュレーション理論を「制度の社会経済学」として展開するには、少なくとも、3つの作業が必要である。アグリエッタの『資本主義の調整と危機』とポラニーの『大転換』を突き合わせながら、1920年代から1940年代にかけての「第一の大転換」における構造的危機(競争的レギュレーションの危機、あるいは自己調節的市場システムの崩壊)と「市場の諸制度への埋め込み」の動向を研究すること、ポラニー的観点から第二次世界大戦後の「資本主義の黄金時代」(フォーディズム)を見直すこと、20世紀末の「第二の大転換」における市場と社会の緊張関係を直視しつつマルクス=ポラニー的な「制度の経済学」を構想すること、がそれである⁴⁰⁾。

3 市場の破壊的作用と「市場の諸制度への埋め込み」

「市場は、それが明確な社会的政治的目標にしたがって方向づけられるとき、および、多様な社会的政治的諸制度によって抑制され手なづけられるときにのみ、効率的である」⁴¹⁾というポラニー的社会經濟認識を確認するのに、

図表 2 市場支配力のフォード・ディズムの基本的制度形態の大部分への1980年代における浸透

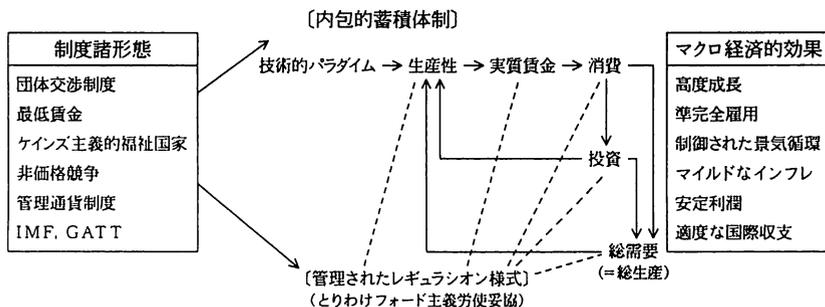
制度諸形態	両大戦間	資本主義の黄金時代 フォード・ディズム 1945—67(73)	1970年代と1980年代の 不安定な再構築期
1 賃労働関係 ● 労使関係 ● 賃金決定 ● 福祉支出	● 低い制度化, 労働組合の弱い交渉力 ● かなり分権的で競争的な賃金決定 ● 萌芽的なレベル	● 大規模に組織化された労働組合の存在と団体交渉制度 ● 市場による決定よりも管理された決定 ● 間接賃金の主要部分の制度化	● 団体交渉の分権化, 大部分の労働組合の弱体化 ● 競争圧力の高まりと市場誘導資金 ● 福祉予算の削減, 民間保険への傾向
2 企業間競争 ● 生産物市場 ● 金融市場	● 大不況期を通じて激しい価格競争 ● 金融資産の大規模な集積, しかし価格は依然として競争的決定	● 価格競争の低下, 品質による競争 ● ナショナルなレベルでの大規模な集積, 価格は寡占的決定	● 国際競争と技術変化による価格競争の激化 ● 世界レベルでの金融市場の大規模な再編成
3 通貨レジーム ● 信用対証券 ● 金融規制	● 不完全な純粋信用システム ● 株式市場と投機の大きな役割 ● 出現しつつあるが, きわめて部分的	● 純粋な信用システムの制度化と投機の最小化 ● 手厚く規制・保護された銀行	● 金融投機のグローバル化 ● 著しい金融規制緩和
4 国家介入 ● 公共サービス ● 国有企業 ● 福祉	● 防衛以外はまったく限定的 ● 1929年の大恐慌以前は少数, それ以後に増加 ● 出現しつつあるが, 全般的には制度化されていない	● 医療, 教育, 運輸・交通で増加 ● いくつかのヨーロッパ諸国でかなり重要 ● 制度化の程度は各国で違う	● 緊縮政策と合理化政策 ● 一部の国で大規模な民営化 ● 若干の再編成, 規模の縮小, 民間保険の増加, 福祉の後退
5 国際レジーム ● 貿易 ● 金融 ● 資本	● かなり開放的, その後保護主義と通貨戦争 ● かなり活発な金融フロー ● 外国直接投資の制限	● 漸次的な貿易自由化 ● かなり制限された民間金融フロー ● 特にアメリカの直接投資の増加	● 保護主義の誘惑にもかかわらず, 国際化の進行 ● 短期の民間資本のフローの著しい増加, 金融のグローバル化 ● 外国投資の著しい増大

出所: R. Boyer, State and market, in R. Boyer and D. Drache eds., *State against Markets*, Routledge, 1996, P. 88.

フォードイズム時代ほど格好の時期はないであろう。フォードイズム(資本主義の黄金時代) 図表2に見られるような、両大戦間期における市場の破壊的作用を、経済の社会的政治的諸制度への埋め込みによる抑制によって、先例のない生産性上昇と生活水準の向上を可能にした⁴²⁾。第二次世界大戦後の経済的成功は純粋な市場の論理の勝利ではなく、団体交渉制度、最低賃金、ケインズ主義的福祉国家、非価格競争、管理通貨制度、国際レジームとしてのパックスアメリカーナ(IMF, GATT)による市場の誘導のおかげである。このような大量生産—大量消費型の蓄積体制および、市場—社会関係を調整する制度的総体が、1970年代後半以降、解雇規制の緩和や労働市場の柔軟化、金融の自由化、産業規制の緩和などによって衰退=解体し、市場支配力がふたたび制度諸形態による調整を弱体化させているのである。

賃労働関係、資本間競争、通貨・金融関係、国家—経済関係、国際関係にかんするフォードイズムの制度諸形態は、市場の社会への有害な影響を抑制する制度革新によってもたらされたものである。図表3に見られるように、労働組合の承認と団体交渉制度によって、経営者に労働過程を組織するフリーハンドーを与える代わるに、労働側は物価スライド賃金ないし生産性スライド賃金を獲得するという「フォード主義的妥協」が成立し、これによって大量消費に中心を置く蓄積体制の規則性が長期的に維持されたのであるが、このようなフォード的賃労働関係の制度化は同時に、労働という擬制商品を市場圧力から生じる競争から保護し、賃金形成を純粋市場の気まぐれに委ねないことの保証でもあった。マークアップ比率による価格形成と製品差別化、巧妙な公的規制による寡占的競争によって組織化は、企業組織を保護する意味をもっていた。さらに、マクロ的蓄積体制の動態的規則性を調整するうえで大きな役割を演じる貨幣と信用は、近視眼的期待に左右される市場原理の影響に放置することはできず、中央銀行によって統制される安定した通貨レジームおよび商業銀行と金融機関にたいする複雑な規制として制度化された。したがって、フォードイズム時代をポラニー的視角から総括すれば、つ

図表3 フォーディズムの発展様式



出所：山田鋭夫『レギュレーション理論』講談社現代新書，1993年，125ページの図に加筆

ぎのように言うことができる。「市場への従順はある程度までは社会にとってプラスであるかもしれないが、度を越えた市場への従順は経済効率にも社会的公正にも破壊的である。第二次世界大戦後の前例のない高成長は市場をてなづけ調整することによって生じた」⁴³⁾。このポラニー的視角から考えるならば、団体交渉の分権化、解雇規制と労働市場の柔軟化、国際競争と技術革新による価格競争の激化、金融規制の緩和、公共サービスや福祉の後退、金融・市場・投資のグローバル化などによって特徴づけられる今日の転換期は、けっして「市場の時代」ではなく、市場を新たな諸制度うちにふたたび埋め込む「再一制度化の時代」なのである。

とはいえ、レギュレーション理論の限界は、このような大転換期における制度変化（制度の解体と新制度の形成）を説明する論理をまだ仕上げていないことである。ポラニー的視角を取り入れることによって、どこまで制度変化の論理を上げることができるだろうか。つぎに、レギュレーション学派がまだ手がけていないポラニーの『大転換』における制度化の論理を取り入れ、制度化と制度変化の問題を考察する。

4 マルクス＝ポラニー的「制度の社会経済学」の構想

マルクス＝ポラニー的な「制度の社会経済学」を構想するためには、少な

くともつぎの4つの論点をレギュレーション理論の独自性を失うことなしに展開することが必要である。

第一は、レギュレーション理論の「制度化された妥協」という制度形成の論理を、ポラニーの制度形成の論理を比較検討し、新しい制度変化の論理を構築することである。「制度化された妥協」の形成については、最近の花田論文によって掘り下げた検討が開始されたが、擬制商品説にもとづくポラニーのつぎのような制度形成論はレギュレーション学派によってまだ本格的に検討されたことがないのである。「だからもし、労働力に関する商品化擬制の諸結果から工業労働者を守るために工場立法と社会立法が要請され、自然資源と農村文化に関する商品擬制の諸結果から、それらを守るために土地立法と土地課税が生み出されたのだとするならば、中央銀行制とそれによる貨幣制度の管理は、貨幣に関する商品擬制がもたらす害悪から工業およびその他の生産的企業の安全を守るために要請されたのだということも真実なのである。きわめて逆説的なことだが、人間および自然資源だけでなく資本主義的生産組織それ自体も、自己調整的市場の破壊的影響から保護されねばならなかったのである」⁴⁴⁾。この『大転換』における、労働・自然・貨幣の商品擬制の破壊的影響から労働者・自然・生産組織を守る社会制度の形成という論理(擬制商品にたいする市場の自己調節の制限)および、『大転換』以後のポラニーがフォーディズムの戦後アメリカ経済と非市場社会を比較対照しつつ構想した「経済を非経済的諸制度に埋め込む」という論理を、ふたつながらポラニー的制度形成論の核心として理解したうえで、妥協の制度化という従来のレギュレーションの論理とポラニー的論理の融合ないし総合を試みることは、マルクス=ポラニー的な「制度の社会経済学」にとって方法論的重要性をもっている。

第二は、市場と社会(コミュニティが意味するような非市場社会)の関係についての理解である。市場および資本主義が有効に働くためには、市場資本主義が自ら作り出すことができない共同体的要素(信頼、責任、リスクシ

シェアリング、等々)に依存したり、それらを利用することが必要である。「いかなる資本主義的秩序の持続性も共同体的価値のうえに経済制度を打ち立てるその能力に依存するだろう。それゆえ、ポラニーにまで遡ることができる遺産によれば、純粋資本主義の論理の抑制がこの経済システムにとって必要なのである」⁴⁵⁾。しかし、市場経済にとって、あるいは、資本主義にとって、非市場的な共同体的価値がシステムの持続性のために必要であるとはいえ、資本主義変容の歴史的経験に照らすならば、市場ゼロの非市場社会も、コミュニティ・ゼロの完全市場化経済も、いずれもきわめてみすばらしい経済的、社会的成果しか生み出せないことは明らかである。市場と市場抑制力、あるいは、純粋資本主義と共同体的要素のあいだで、適度のバランスが構築されなければならない⁴⁶⁾。このような「適度のバランス」という見方は、レギュレーション理論における「制度化された妥協」の概念と交錯すると同時に、それを豊富化するものである。市場と反市場勢力の適度のバランスおよび、諸階級間・諸集団間の制度化された妥協がいかに生まれるか、という問題は、難問であるが、それらは「特定の社会の制度の歴史の経路依存のロジックの産物である」⁴⁷⁾とひとまず言うことができよう。そして、市場の破壊的影響と社会の自己防衛の対抗的動きを十分に認めたいうでのことだが、資本主義自体が各国の歴史的展開のなかで信頼、責任、リスクシェアリングといった共同体的要素のいくつかを引き出したり強化したりすることを視野に入れるならば、市場と非市場社会(コミュニティ)の関係の変容は、市場制度と社会制度との共進化(co-evolution)として説明できるかもしれないのである⁴⁸⁾。「真の挑戦は、関連をどちらかひとつの領域に還元することではまったくなく、経済制度と社会制度の共進化を説明することである」⁴⁹⁾

第三は、市場ゼロの経済的調節は不可能であること、さらに経済は法制度、国家の強制力、支払いシステムおよび品質認可のルールといった政治に埋め込まれねばならないことを認めたいうでのことだが、市場と国家を補完するような調節機構が存在しているということである。私的階層組織(ヒエラル

キー)、ネットワーク、協同組織 (association)、共同体 (community) がそれである。ネットワークは新しいテクノロジーの開発にともなう不確実性のリスクを共有しあうような関係者間の戦略的同盟ないし合意であって、経済のグローバル化にともなってナショナルな空間を超えて展開している。協同組織はナショナルな領域で形成される、労働組合や経営者団体のような共通利害の確保を目標とする組織であって、周知のように経済発展がナショナルな枠組みに依拠していたフォーディズム時代には、これら二つの協同組織間の妥協が大量生産—大量消費型の経済を調節するうえで決定的な役割を果たした。私的階層組織の代表は、垂直的に統合された大企業組織および今日の多国籍企業であって、つねに生産費用と取引費用の最適化を追求する組織である。共同体は、自治体、市町村連合地域、自主組織の集合であって、信頼にもとづくさまざまな社会関係 (ゲームのルールを異にする複数の小集団に参加することができる) 作り出す母体である⁵⁰⁾。つぎの図表4は、グローバル化時代における経済的調節の多元的次元とそれぞれの次元における、私的階層組織を除く調節機構の重要度を示したものである。

第四は、20世紀末の「悲慘の20年」を、市場の時代ではなく「再—制度化の時代」として、つまり「第二の大転換」として位置づける理論的根拠の問題である。これは構造的危機から致命的な破壊に至ることなく脱出できる社会的環境および、そこにおける再制度化への反転の期待と予測からなっている。危機脱出の社会的環境としては、「経済領域は、純粹経済の論理がもたらすであろう不確実性を取り除くことができるより大きな空間のなかに埋め込まれている。このような埋め込みのおかげで、さもなければはるかにずっと破壊的なものになるであろう構造的危機を乗り越えることができる」⁵¹⁾という認識が重要である。また、過度の市場化が「市場の非経済的の制度への埋め込み」を要請するという「危機における弁証法」の発動は、純粹市場化がその目標を達成できないばかりか、マイナスの経済的、社会的効果に結果するという事態から期待されている。つぎの図表5は、純粹市場化が反転すること

図表4 グローバル時代における経済調節の諸次元と制度的配置

調節次元		制度的配置			
市場	ネットワーク	協同組織	国家	共同体	
1 地方	×	×× サード・イタリア シリゴン・バレー	×× ギルド、クラフトユニオン 地方経営者団体	×× 研究開発 教育訓練	×××
2 広域地域	×	×× 南ドイツ	× 経営者団体	×× 研究開発×× 教育訓練×××	××
3 ネーション (フォーダイズム時代)	××	××	××	防衛×× 課税×	存在するとしても弱い
4 大陸ゾーン	××	××	××	×	存在しない
	金融サービス	ジョイント・ベンチャー ライセンス協定 販売提携	形式的には存在するが、あまり有効ではない	金利と為替レート	
5 世界	××	××	××	××	存在しない
	金融サービス	ジョイント・ベンチャー ライセンス協定 販売提携	存在するとしても、きわめて弱体である	貿易規制×× 金利と為替レート	

×：弱い調節効果 ××：中位の調節効果 ×××：強い調節効果

69 出所：R. Boyer, et J. R. Hollingsworth, From national embeddedness to spatial and institutional nestedness, in Boyer, et Hollingsworth, eds., *Contemporary Capitalism*, p.465 の図表に加筆

図表5 純粹市場化と規制緩和の約束と実際の帰結

	約束したこと	実際に生じた結果
1 資本-労働関係	●規制緩和による完全雇用の達成	●影響は明示的ではない
2 競争形態	●規制緩和による寡占的市場支配力の解体と自由競争の回復	●生産者の減少, 別の寡占的競争形態に移っただけである
3 通貨レジーム	●通貨供給量のコントロール ●価格安定と完全雇用の両立	●このコントロールは金融革新によって不可能になる ●価格安定と大量失業(低賃金雇用)
4 国 家	●最小限の国家によって経済成長と生産性上昇を達成する	●公共投資の不足 ●教育と社会的共通資本の不足に起因する貧弱な生産性
5 国際レジーム	●円滑な通貨調節 ●対外不均衡の解消 ●ナショナルな経済政策の完全な自律性	●ナショナルな経済政策の自由度にたいする極めて強い対外制約

出所: R. Boyer, The seven paradoxes of capitalism, *CEPREMAP*, no9620, P.20.

の根拠を示している。

最後に、第二の大転換における「再一制度化」の予測とポラニー的問題へのレギュレーション理論からの展望を語ったボワイエの言葉を引用して、本稿の結びとしたい。「これからの十年間はおそらく市場志向の保守主義的戦略から、課税・福祉・イノベーション・教育の領域への国家介入の復活によって方向づけられたもっと連帯主義的な政策への大きな転換を経験することになるだろう。市場メカニズムは効率的であるためには、貨幣や労働や対自然関係を統制する適当なナショナルな諸制度のなかに埋め込まれねばならないだろう。われわれはおそらく、第二の大転換——カール・ポラニーこのようになら言うであろう——の時代に生きている。しかし、ゲームのルールオルタナティブは国際的レベルで決定されねばならないだろう。これは政治的意思と交渉の課題であって、経済人の合理的計算の自生的な結果でも、巨大

多国籍企業の啓発の奇跡の結果でもないだろう」⁵²⁾。

注

- 1) 最近完結した R・ボワイエ/山田鋭夫編, レギュレーション・コレクション 4 部作 (藤原書店), 『危機——資本主義』1993年, 『転換——社会主義』1993年, 『ラポール・サラリアル』1996年, 『国際レジームの展開』1997年は, レギュレーション理論の第 1 期, 第 2 期, 第 3 期の本邦未邦訳の重要論文を収録しており, レギュレーション理論の 20 年の展開を総括すると同時に, 独自の「制度の経済学」および資本主義システムの制度分析をめざすレギュレーション理論の新展開を告知する企画である。さらに, ボワイエ理論の展開の軌跡を周到に追跡・点検した研究に, 安孫子誠男「レギュレーション理論の形成——ボワイエの軌跡——」(1)(2), 『千葉大学経済研究』第 8 巻第 4 号, 1994年, 第 10 巻第 1 号, 1995年がある。参照されたい。
- 2) 安孫子誠男「ボワイエ理論 10 年間の軌跡」『エコノミスト』1993年 2 月 2 日号, 120 ページ。
- 3) 制度の経済学におけるレギュレーション理論の独自の特徴をサーベイした有益な論文として, 磯谷明徳「現代制度主義経済学ノート——新制度派, 現代制度派, レギュレーション——」(九大『経済学研究』第 59 巻第 5・6 号, 1994年), 清水耕一「制度の経済学とレギュレーション理論」(『経済学史学会年報』第 34 号, 1996年)がある。さらに, レギュレーション理論と問題関心を共有しながら「制度の経済学」を構想した最近の興味ぶかい研究として, 八木紀一郎「制度の経済学としてのマルクス経済学」(『経済理論学会年報』第 30 集, 青木書店, 1993年), 磯谷明徳「<社会経済システムの制度分析に向けて>——『制度の経済学』への視点」(『経済学史学会年報』第 34 号, 1996年), 植村/磯谷/海老塚『制度の経済学』と貨幣・労働のダイナミクス——社会経済システムの制度分析に向けて——(『進化経済学論集』第 1 集, 1997年), 谷本寛治「社会経済システムにおける調整と変革」(『思想』1997年 2 月号)などがある。さらに, 日本的制度と戦後の高度成長の関連を詳細に分析すると同時に, 大量消費ノルムの飽和状態と需要の多様化の下における市場・組織・制度の相互関連の変化を検討した注目すべき研究として, 平野泰朗『日本の制度と経済成長』(藤原書店, 1996年)がある。また, グローバル化の展開のなかで「制度の経済学」を構想するうえで, 井上泰夫『世紀末大転換を読む』(有斐閣, 1996年), 斉藤日出治/岩永真治『都市の美学』(平凡社, 1996年)は必読の文献である。本稿はレギュレーション理論の立場からマルクス=ポラニー的「制度の社会経済学」を構想する試論であるが, 筆者のレギュレーション理論把握については, 若森章孝『レギュレーションの政治経済学』(晃洋書房, 1996年)を参照されたい。
- 4) ボワイエ『レギュレーション——成長と危機の経済学——』清水耕一編訳, ミネルヴァ書房, 1992年, 181-182 ページ。
- 5) アグリエッタ, ブランデル『勤労者社会の転換』斉藤・若森・山田・井上訳, 日本経

済評論社, 1990年, 38ページ。

- 6) ボワイエ『レギュレーション理論』山田鋭夫訳, 新評論, 1989年, 186ページ。
- 7) ボワイエ(前掲, 注4), 298ページ。
- 8) R. Boyer, Chapitre introductif : D'une crise à l'autre, janvier 1988.
- 9) 幻の書『第二の大転換』のねらいと構想については, ボワイエ『入門・レギュレーション』山田・井上編訳, 藤原書店, 1990年, 112-114ページを参照されたい。
- 10) このような複合的危機認識は, 篠田武司「企業社会と新自由主義」(佐々木婚代三・中川勝雄編『転換期の社会と人間』法律文化社, 1996年, 第1章)が強調するところでもある。
- 11) ボワイエ(前掲, 注9), 115-116ページ。
- 12) R.Boyer, Chapitre introductif : D'une crise à l'autre, op.cit., p.11-12.
- 13) ボワイエ(前掲, 注9), 221ページ。
- 14) ボワイエ(前掲, 注9), 112-115ページ)。勤労者民主制の詳しい内容については, ボワイエ/コリア, 中原隆幸訳「デモクラシ・サラリアル——必然のユートピア——」(ボワイエ/山田鋭夫編『ラポール・サラリアル』藤原書店, 1996年)を参照されたい。
- 15) 推測するしかないが, 国民的軌道の多様性の追跡という変化のリアルタイムの分析と「攻めのフレキシビリティ」の優位という評価にもとづく勤労者民主制の提起の主意主義とのズレが顕著になったために, 端的に言えば, ポストフォーディズムの見通しが困難になったために, この本の刊行は断念されたのではないだろうか。
- 16) ボワイエ『第二の大転換』井上泰夫訳, 藤原書店, 1992年, 22-24ページ。
- 17) 井上『第二の大転換』の訳者解説「EU 統合と「第二の大転換」は, レギュレーション理論の観点から, 二つの大転換を比較し第一の大転換のもつ意味を意味を明らかにしたうえで, 第二の大転換としての現在の危機からの脱出過程を展望した有益な論文である。しかし, 現在の危機「フォーディズムの危機と新しい賃労働関係の形成」という意味で大転換として理解しており, 現在の危機自体をポラニー的な危機として理解するという点ではやや説明不足である。
- 18) リビエツ『勇気ある選択』若森章孝訳, 藤原書店, 1990年, 99ページ。
- 19) リビエツ『奇跡と幻影』若森章孝・井上泰夫訳, 新評論, 1987年, 第1章「方法の問題」を参照されたい。
- 20) カナダのレギュラシオニスト, A.ノエルは, パリ派のレギュレーション理論における「大危機における制度変化」についての研究の立ち遅れを批判し, 制度変化をレギュレーションの視点から分析する研究をおこなっている。例えば, ノエールのつぎの論文を参照されたい。Alain Noël, Action collective, politique partisane et relations industrielles, in G.Boismenu et D.Drache, éd., *Politique et régulation*, L'Harmattan, 1990.
- 21) ボワイエ/サイヤール編『レギュレーション: 知の総覧』(R.Boyer et Y.Saillard, éd., *Théorie de la régulation : L'état des savoirs*, La Découverte, 1995)は, レギュレーション理論の多様な研究成果を総括し新たな研究プログラムを提起した内容豊富な大著なの

で、いくつかの対立的な主張を含んでいる。とつとも大きな対立は、ネオマルクスのな従来の立場（5つの制度諸形態を資本主義の基本的社会関係のコード化とみなすボワイエ『レギュレーション理論』）と制度の経済学としてのレギュレーション理論の新しい立場（脱マルクスのな、制度諸形態の動的な性格の強調）との理論的構えの違いである。上記の本のなかで、この論点を中心的に取り扱っているのは、コンヴァンショニストであるファベロの論文「コンヴァンションとレギュレーション」である。ファベロは、従来の立場をレギュレーション理論1（ATR1）、後者の立場をレギュレーション理論2（ATR2）と規定し、レギュレーション理論の質的転換を指摘する。ピヨドは最近刊行された『近代社会の経済秩序』（Bernard Billaudot, *L'ordre économique de la société moderne*, L'Harmattan, 1996）のなかで、賃労働関係の概念の再検討を通じて自分の本を後者の新しい立場から展開している。また、『レギュレーション・レター』の最新号でリアグウラも、「レギュレーション理論はポスト産業資本主義の出現をどう捉えるのか」という論文のなかで後者の立場からの議論を展開している（Liagouras, G., *La théorie de la régulation face à l'émergence d'un capitalisme post-industriel, La lettre de la régulation*, no.21, juin 1997.）。しかし、ボワイエは新しい立場やコンヴァンション理論に理解を示してはいるが、『レギュレーション：知の総覧』の最終章「経済制度の独創的理論に向かって」（R. Boyer, *Vers une théorie originale des institutions économiques?* in R. Boyer et Y. Saillard, eds., *Théorie de la régulation*）では本稿第4節で検討するようにマクロ的なマルクス／ポラニー的立場から新しい「制度の経済学」の構想を披露している。

- 22) R. Boyer et A. Orléan, *Les transformations des conventions salariales entre théorie et histoire. D'Henry Ford au fordisme*, in *Revue économique*, vol.42, no.2, mars 1991.
- 23) ボワイエ『現代「経済学」批判宣言』井上泰夫訳、藤原書店、1996年、150ページ。
- 24) ボワイエ『世紀末資本主義』山田鋭夫ほか訳、日本評論社、1988年、iiページ。
- 25) 制度諸形態とその作用原理としてのレギュレーション様式の詳細については、若森章孝「レギュレーションの政治経済学の方法」（『レギュレーションの政治経済学』前掲、第1章）を参照されたい。
- 26) 参照。ダグラス・C・ノース『制度・制度変化・経済成果』竹下公視訳、晃洋書房、1994年。青木昌彦／奥野正寛編『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、1996年。T・エッゲルトソン『制度の経済学』上・下、竹下公視訳、晃洋書房、1996年。G. M. ホジソン『現代制度派経済学宣言』八木・橋本・家本・仲矢訳、名古屋大学出版会、1997年。
- 27) ボワイエ（前掲、注23）、150—151ページ。
- 28) これはコリアとドーシーの共同論文「エヴォリュション理論とレギュレーション理論の相違点と共通点」（B. Coriat et G. Dosi, *Evolutionnisme et régulation : différences et convergences*, in R. Boyer et Y. Saillard, eds., *Théorie de la régulation : L'état des savoirs*, La Découverte, 1995）が指摘するように、レギュレーション理論とエヴォリュション理論の共通認識である。
- 29) R. Boyer, *Chapitre introductif : D'une crise à l'autre*, op. cit., p.119.

- 30) R. Boyer et Y. Saillard,éds., *Théorie de la régulation*, op.cit., p.535.
- 31) ボワイエ(前掲,注9),221ページ。このような認識にもとづいて,戦略的選択や連帯の組織化における,市場にたいする国家の優位性がつぎのように主張される。「保守主義の市場志向イデオロギーの主張とは反対に,戦略的選択や一定に領域における連帯の組織化,さらには市場の制度化において,市場は政府にとって代わることはないだろう」(R. Boyer, *State and market: A new engagement for the twenty-first century?*, R. Boyer et D.Drache., *States against Markets*, Routedledge, 1996, pp.110-111.)
- 32) ポラニー『大転換』前掲,95-96ページ。
- 33) R. Boyer ,Vingt ans de recherches sur le rapport salarial : un bilan succinct, in R. Boyer et Y. Saillard, éds., *Théorie de la régulation*, op.cit., p107.
- 34) Boyer et Drache, Introduction, *States against Markets*, p.10.
- 35) R. Boyer, *State and market: A new engagement for the twenty-first century?*, op. cit., p.111.
- 36) R. Boyer, The seven paradoxes of capitalism, *CEPREMAP*, 1995, p.43.
- 37) ボワイエ(前掲,注9),116ページ。ボワイエは引用した文章の直前で,「第二に大転換」をつぎのように説明している。「なぜ「第二の大転換」かということ,われわれは市場経済一本槍の自由主義に批判的で,逆に新しい形の混合経済を考えているからです。われわれは資本主義のもとでも,貨幣がコントロールされ,賃労働関係が制度化され,対自然関係も地球的規模で規制の対象とするような,そうした新しい制度を探求しているからです。つまり,われわれが予見しているのは,市場の時代ではなく,再制度化の新しい時代なのです」(ボワイエ,前掲,注9,116ページ)。
- 38) R. Boyer, The seven paradoxes of capitalism, op.cit., p.71.
- 39) ボワイエ(前掲,注16),22-23ページ。
- 40) 「市場の諸制度への埋め込み」の観点からニューディールおよび福祉国家を分析した文献として, J. R. Stanfield, *The Economic Thought of Karl Polanyi*, Macmillan, 1986, ポラニーの観点から第二次世界大戦後の日本経済の高度成長を検討した文献として,佐藤光『入門・日本の経済改革』(PHP新書,1997年)がある。さらに,フォーディズムの解体と規制緩和,社会主義解体の「市場経済への移行」,貿易と投資と金融のグローバル化によって特徴づけられる20世紀末の諸資本主義をポラニー=マルクスの観点から分析した文献として, J. R. Hollingsworth et R. Boyer, *Contemporary Capitalism : The Embeddedness of Institutions*, Cambridge University Press, 1997, ミシェル・ポー『資本主義の世界史』(筆宝康之・勝俣誠訳,藤原書店,1996年)がある。参照されたい。
- 41) R. Boyer, From national embeddedness to spatial and institutional nestedness, op. cit., p.435.
- 42) R. Boyer, The seven paradoxes of capitalism, op.cit., pp.47-53.
- 43) R. Boyer, From national embeddedness to to spatial and institutional nestedness, op.cit.,p., p.435.

- 44) ポラニー『大転換』前掲, 181ページ。
- 45) R. Boyer, *The seven paradoxes of capitalism*, op.cit. p.41.
- 46) R. Boyer, *From national embeddedness to spatial and institutional nestedness*, op. cit., p.447.
- 47) Ibid.
- 48) Ibid.
- 49) R. Boyer, *The seven paradoxes of capitalism*, op.cit., p.43.
- 50) R. Boyer, *From national embeddedness to spatial and institutional nestedness*, op. cit., p.464-468;
R. Boyer, *Vers une théorie originale des institutions économique ?*, op.cit., pp.535-537.
- 51) R. Boyer et Y. Saillard, *Un précis de la régulation*, in R. Boyer et Y. Saillard, eds., *Théorie de la régulation*, op.cit., p.64.
- 52) R. Boyer, *State and market: A new engagement for the twenty-first century?*, op. cit., p.111.

付 記

この論文は、1997年度(平成9年)科学研究費補助金・基盤研究(B)(1)・研究代表者・八木紀一郎「制度の政治経済学の体系化」による研究成果の一部である。